

○地方税ポータルシステムの利用規約

地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」といいます。）を利用して、地方税関係法令若しくは地方団体の地方税に関する条例又は規則（以下「法令等」といいます。）に係る申告及び申請・届出等手続（以下「申告等手続」といいます。）又は地方税の納付手続（以下「納付手続」といいます。）を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。eLTAXを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなされます。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、地方税共同機構（以下「機構」といいます。）が運営するeLTAXの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

(1) 地方税ポータルシステム（eLTAX[エルタックス]）

地方団体に係る申告等手続、納付手続を汎用的に受付処理するシステムをいい、地方団体が共同で運用・管理するシステムと、これに関連して地方団体において運用・管理するシステムからなります。

(2) システム利用者

eLTAXを利用して申告等手続及び納付手続を行う者をいいます。

(3) 利用者ID

システム利用者を特定するために機構がシステム利用者に付与する識別符号をいいます。

(4) 暗証番号

システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として機構がシステム利用者に付与する暗証符号をいいます。

(5) eLTAX PCdesk（以下「PCdesk」といいます。）

機構がシステム利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア及び関連するマニュアルをいいます。

(6) 電子納税

eLTAXを利用して行う納付手続をいいます。

(7) 収納機関番号

電子納税の利用において、納付先を機構と特定するための符号をいいます。

(8) 納付区分

電子納税の利用において、収納対象の税目等を特定するため、機構がシステム利用者に対して付与する符号をいいます。

(9) 納付番号

電子納税の利用において、収納対象を特定するため、機構がシステム利用者に対して付与する符号をいいます。

(10) 確認番号

電子納税の利用において、システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として機構がシステム利用者に付与する符号をいいます。

(11) マイナンバーカード方式

マイナンバーカード方式とは、個人の方を対象とし、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いることにより、システム利用者を特定する際のセキュリティを確保し、利用者ID及び暗証番号の入力することなく、eLTAXを利用する方式をいいます。

(12) 法人番号システムWeb-API機能

法人番号システムWeb-API機能とは、eLTAXからインターネットを経由して、国税庁法人番号システムWeb-API機能と連携し、利用者が指定した法人番号の法人情報を取得するための機能をいいます。

(システム利用者の責任)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づきeLTAXを利用し、eLTAXの利用に伴って生じる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含みます。）を管理するものとし、機構及び地方団体に対しいかなる責任も負担させないものとします。

(1) 利用者ID及び暗証番号

(2) PCdesk

(3) 納付区分

(4) 納付番号

(5) 確認番号

(6) その他、システム利用者が作成又は取得し管理している電子情報

2 システム利用者は、eLTAXに関する法令等（法令等の規定により定める事項を含みます。以下同じ。）及び地方税ポータルシステムホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）（以下「eLTAXホームページ」といいます。）に掲載する事項に従って、eLTAXを利用するものとします。

(eLTAXに関する知的所有権)

第4条 機構がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及びeLTAXの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、機構及び利用者に提供するプログラム又はその他著作物を製造した者（以下「製造者」といいます。）に帰属します。

2 システム利用者は、eLTAXの利用に際し、機構及び製造者がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本利用規約に従ってeLTAXを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- (4) 機構又は機構が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(PCdeskの使用許諾書)

第5条 システム利用者は、PCdeskを使用する際には、別に定める「利用者用ソフトウェア (eLTAX PCdesk (DL版)) の使用許諾書」に同意するものとします。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第6条 eLTAXの利用可能時間は、eLTAXホームページに掲載する時間とします。

- 2 機構は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にeLTAXホームページに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなくeLTAXの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

- (1) 機器等のメンテナンスが予定される場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又はeLTAXの重大な障害が発生した場合
- (3) その他、機構において、eLTAXの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

- 3 機構は、eLTAXの利用が著しく集中した場合には、eLTAXの利用を制限することができるものとします。

(環境条件)

第7条 システム利用者がeLTAXを利用する際の環境条件は、eLTAXホームページに掲載する条件とします。

(禁止事項)

第8条 システム利用者は、eLTAXの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) eLTAXを申告等手続及び納付手続以外の目的で利用すること。
- (2) eLTAXに対し、不正にアクセスすること。
- (3) eLTAXの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) eLTAXに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令等若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他、eLTAXの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

- 2 機構及び地方団体は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為

を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAXの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(電子証明書の登録及び通知された暗証番号の変更)

第9条 システム利用者（PCdesk又はPCdeskと同等の機能を有するソフトウェア（以下「PCdesk等」といいます。）の利用者に限ります。）は、eLTAXの利用届出（新規）の送信時にeLTAXを利用する際に使用する電子証明書を登録し、所定の事項に従って暗証番号を登録するものとします。ただし、当該利用者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けたものがeLTAXを利用して申告等手続を行う場合における当該税務書類の作成を委嘱した者である場合は、電子証明書の登録を行わないことができるものとします。

(使用可能な文字コード)

第10条 eLTAXで使用可能な文字コードは、eLTAXホームページに掲載する文字コードとします。ただし、使用可能な文字コードの範囲外となるものについては、システム利用者の判断により、使用可能な文字コードの範囲内から代替文字を選択するものとします。

(同一の文字コードにより表示される文字の字形の相違)

第10条の2 システム利用者は、eLTAXホームページに掲載する特定の文字コードについて、利用者環境により表示される字形にかかわらず、ホームページ上に掲載された字形と同一の文字として取り扱うことに同意するものとします。

(eLTAXで送受信可能なデータ形式)

第11条 システム利用者がeLTAXに対しデータを送受信する際に使用可能なデータ形式は、機構が公開するインターフェースの仕様に準拠するものとします。

(利用のないことによる利用者IDの失効)

第12条 機構は、システム利用者（PCdesk等の利用者に限ります。）が最終のログインから5年間ログインしなかった場合には、事前に通知することなく、システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAX（Webフォームによる申告等手続を受付処理するシステムの利用を除きます。）の利用を停止させることができるものとします。

(マイナンバーカード方式利用者の利用者証明用電子証明書更新)

第13条 マイナンバーカード方式利用者がその利用期間中に利用者証明用電子証明書の更新を行った場合、更新前の利用者証明用電子証明書と更新後の利用者証明用電子証明書の利用者が同一であることの確認を行うため、マイナンバーカード方式利用者に係る認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務をいう）を地方公共団体情報システム機構において利用することについて、同意したものとみなします。

(法人番号システム Web-API機能の利用)

第14条 システム利用者は、eLTAXにおいて国税庁法人番号システムのWeb-API機能を利用して基本三情報（法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）を取得、利用するサービスについて、そのサービス内容が国税庁によって保証されたものではないことを了解の上、利用するものとします。

（電子納税）

第15条 システム利用者が電子納税（ダイレクト方式）を行おうとする場合は、収納機関番号、納付区分、納付番号及び確認番号を使用して、eLTAXに関する法令等及びeLTAXホームページに掲載する事項又は金融機関の定める事項に従って、電子納税を行うものとします。この場合においては、電子納税の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付可能金額に制限があることを了解の上、電子納税を行うものとします。

2 システム利用者が電子納税（ダイレクト方式）を行おうとする場合は、eLTAXの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により、電子納税が行えない場合があることを了解の上、電子納税を行うものとします。

（口座情報登録に関する同意）

第16条 システム利用者が電子納税（ダイレクト方式）を行おうとする場合は、予めeLTAXに取扱金融機関の口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人等）の登録をするものとします。

2 システム利用者が電子納税（ダイレクト方式）を行おうとする場合は、本規約及びPCdeskを用いて口座登録を実施する際に遵守を求める規約に同意のうえ、別途定める手続きに従い、電子納税（ダイレクト方式）を利用するものとします。

3 登録された口座情報は、以下の目的のみで取り扱うものとします。

- (1) 口座登録の申込受付事務手続き
- (2) 口座の審査
- (3) 口座からの納付額の引き落とし
- (4) 利用者からの問い合わせに関する対応

（口座情報の削除）

第17条 システム利用者が前条第1項の規定により登録した口座を削除する場合は、削除する口座情報をeLTAXに入力するものとします。

（システム利用者の設備等）

第18条 システム利用者は、eLTAXを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。

2 eLTAXを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他eLTAXの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

- 3 電子納税の利用に関して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関との手続等で必要となる費用は、システム利用者の負担とします。

(免責事項)

第19条 機構及び地方団体は、eLTAXの利用によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

- 2 機構及び地方団体は、eLTAXの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用規約の改正)

第20条 機構は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

- 2 機構は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくeLTAXホームページに掲載し公表するものとします。
- 3 前項の公表後に、システム利用者がeLTAXを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第21条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

- 2 eLTAXの利用に関連して機構とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附 則 (平成24年 3 月 2 日)

本利用規約は、一般社団法人の設立登記の日から施行します。

附 則 (平成31年 4 月 1 日)

本利用規約は、平成31年 4 月 1 日から施行します。

附 則 (令和元年 9 月24日)

本利用規約は、令和元年 9 月24日から施行します。